

生駒市自主防災会認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共助による地域防災力の向上を図るため、地域において防災活動を行う自主防災組織を生駒市の自主防災会として認定することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 本市内において一定の区域に住む人々が自主的に構成する任意の組織であって、生駒市自治連合会が自治会として認定した団体をいう。
- (2) 自主防災組織 隣保協同の精神に基づき、災害発生に備え防災に関する知識・技術等の普及・啓発に努めるとともに、災害時においては被害の防止・軽減に努める活動を行う組織をいう。
- (3) 自主防災会 第5条の規定により市長の認定を受けた自主防災組織をいう。

(認定基準)

第3条 次の各号のすべてを満たす自主防災組織を、本市の自主防災会として認定する。

- (1) 隣保協同の精神に基づき、災害発生に備え防災に関する知識・技術等の普及・啓発に努めるとともに、災害時において被害の防止・軽減に努める活動を行うこと。
- (2) 一つの自治会又は複数の自治会で組織されていること。
- (3) 会則又はこれに準ずるものを有していること。

(認定の申請)

第4条 自主防災会の認定を受けようとする団体の代表者は、生駒市自主防災会

認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災会の会則（これに準ずるものを含む）
- (2) 自主防災会の役員名簿
- (3) 自主防災会の組織図
- (4) その他市長が必要と認める書類

（認定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、第3条の認定基準を満たしていると認めたときは、当該団体を自主防災会として認定し、生駒市自主防災会認定通知書（様式第2号）により代表者に通知するとともに認定証を交付するものとする。

2 市長は、前項の場合において申請の内容が第3条の認定基準を満たしていないと認めたときは、生駒市自主防災会不認定通知書（様式第3号）により代表者に通知するものとする。

（訓練等計画書及び報告書の提出）

第6条 認定を受けた自主防災会の代表者は、毎年度当初に当該年度の訓練等の計画と前年度訓練等の結果を自主防災会訓練等年間計画書（様式第4号）及び自主防災会訓練等報告書（様式第5号）に記載して、市長に提出するものとする。

2 自主防災会の代表者は、訓練等を実施するときは、当該訓練等を財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済の補償等の対象とするために、防災訓練等計画届兼職員派遣等依頼書（様式第6号）に必要事項を記載して、速やかに市長に提出するものとする。

（市の支援）

第7条 市長は認定した自主防災会に対し、次の支援を行う。

- (1) 防災訓練時への市備蓄食料の提供
- (2) 生駒市自主防災会活動補助金交付要綱に基づく補助金の交付
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(変更の届出)

第8条 自主防災会の代表者は、第5条の認定を受けた後に、役員、会則、組織等に変更があったときは、速やかに生駒市自主防災会変更届出書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(解散等の届出)

第9条 自主防災会の代表者は、当該自主防災会を解散したとき、又は活動を休止したときは、速やかに生駒市自主防災会解散（休止）届出書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、自主防災会が次の各号のいずれかに該当するときは、自主防災会の認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に示す認定基準を満たしていないと判断したとき
- (2) 前条の規定による解散届書の提出があったとき
- (3) 生駒市自主防災会活動補助金交付要綱に基づく補助金の交付を虚偽又は不正な行為により受けたとき
- (4) その他市長が必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定により自主防災会の認定を取り消したときは、生駒市自主防災会認定取消通知書（様式第9号）により、代表者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた自主防災会の代表者は、直ちに認定証を市に返却しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、自主防災会の認定に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年5月31日以前に発足し、市長に発足報告書を提出している自主防災会は、第5条の規定に基づく認定を受けたものとみなす。